明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

第三十九条の二　国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことができる。

国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第四十九条の八第一項中「及び第六号」を「、第六号から第九号まで及び第十号」に改め、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六　法第二十一条の五の二十六第一項及び第四項（法第二十四の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する権限

都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

七　法第二十一条の五の二十七（法第二十四の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する権限

都道府県内	指定都市内及び児童相談所設置市内

八　法第二十四条の三十九第一項及び第四項に規定する権限

都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

九　法第二十四条の四十に規定する権限

都道府県知事		
都道府県知事	都道府県は、	指定都市及び児童相談所設置市は、

第四十九条の八第二項中「第七号」を「第十一号」に改める。

第五十条の二中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条の表を次のように改める。

第一条の二十九 第一条の三十一第一項 第一条の三十六 第一条の三十七 第一条の三十八 第四条第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第四条第二項 第五条	都道府県内	指定都市内及び児童相談所設置市内
第八条第一項及び第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第八条第三項	都道府県知事	指定都市及び児童相談所設置市の市長
第十条第一項 第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第十八条の二十七 第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十五 第十八条の四十 第十八条の四十八		
第二十五条の七 第二十五条の九 第二十五条の十一 第二十五条の十四 第二十五条の十七 第二十五条の十九	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の二十一 第二十五条の二十二 第二十五条の二十三の四	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第二十五条の二十四	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第二十五条の二十二 第二十五条の二十六 第二十五条の二十九 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する第三十二条において準用する第二十六条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十四条の二 第三十四条の三	市町村長を経て、都道府県知事に	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長に
第三十六条の二	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の八第三項 第三十六条の二十四 第三十六条の二十六第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六条の二十六第二項、第四項及び第五項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の二十七第一項 第三十六条の二十八	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長